

平成30年 第6回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成30年6月11日(月)午後1:30~1:50
2. 場所 : 山村開発センター 1階 中会議室
3. 出席委員 (9人)

職名	番号	氏名
会長	10	工藤 昭治
委員	1	田守 和人
〃	2	谷地村 久人
〃	4	高見 憲正
職務代理	5	小坂 敏
委員	6	長井 進
〃	7	長根 孝衛
〃	8	小澤 守昭
〃	9	佐藤 光男

4. 欠席委員 (1人) 3番 佐藤 久美子

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

(平成30年第6回6月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、5番、小坂 敏君にお願いします。
	(新郷村農業委員会憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第6回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを、議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	異議なし
議長	それでは、議事録署名委員には、2番、谷地村久人君並びに9番、佐藤光男君を指名いたします。
議長	次に、日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に、日程第3、報告第6号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	3ページをお開きください。 日程第3、報告第6号農地法第18条第6項の規定による届出について説明いたします。 農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告いたします。 これは、借り人が、新たな土地を借りるための利用権の合意解約です。 4ページに議案書の写し、5ページに合意解約書、通知書の写しを添付してあります。 以上、報告を終わります。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
高見委員	はい、議長。

議 長	4 番、高見委員。
高見委員	報告第 6 号の賃借人は、亡くなっている方ですが解約は差支えないのですか。
事務局	はい、現在はまだ相続になっていませんので、台帳管理上、所有者はそのとおりになっています。息子さんが法定相続人となっていますので、合意解約の申請者としては支障はないです。
高見委員	わかりました。
議 長	あとは、質疑意見、ございませんか。
	質疑意見なし
議 長	質疑意見なしと認めます。 次に、日程第 4、議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	6 ページをお開き下さい。 日程第 4、議案第 15 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定により、別紙申請書のとおり、申請があったので審議を求めるものでございます。今月は、使用貸借権が 1 件、賃貸借権 1 件計 2 件です。 7 ページをお開き下さい。 議案第 15 号、受付番号第 10 号の申請は、譲渡人が引き続き農業者年金を受給のため、使用貸借権の再設定で、設定期間は 10 年です。 7 ページから 8 ページに議案書の写し、9 ページに農地法 3 条 2 項の調査書、10 ページから 11 ページに許可申請書の写し、12 ページに使用貸借契約書の写し、13 ページから 14 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。 また、9 ページに農地法第 3 条 2 項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。 なお、利用状況調査については、農業者年金を引き続き受給するためのものであり、省略いたしました。 以上、受付番号第 10 号の説明を終わります。 引き続き、15 ページをお開きください。

	<p>議案第 15 号、受付番号第 11 号の申請は賃貸借権の設定で設定期間 5 年間です。借り人は、報告第 6 号の土地を合意解約し、新たに貸人と利用権の設定をするものです。</p> <p>15 ページに議案書の写し、16 ページに農地法 3 条 2 項の調査書、17 ページに許可申請書の写し、18 ページから 19 ページに農地等賃貸借契約書の写し、20 ページに位置図を添付しておりますので参考にしてください。また、16 ページに農地法第 3 条 2 項の調査書記載のとおり、各号には該当しないため、許可要件をすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第 15 号、受付番号第 11 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を 1 番、田守委員から報告を求めます。</p>
田守委員	<p>議案第 15 号、受付番号 11 号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号 11 号の申請地の地目は田であり、借受人の居宅から圃場が近いため、利用効率の面から申請されたものです。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 15 号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 15 号は原案のとおり決定しました。</p>

議 長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、平成30年第6回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
-----	---

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

議 長

署名者

署名者